

議案第25号

訴えの提起について

上記の議案を提出する。

令和5年2月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、こども総合相談センター内において違法行為を行った元職員に対し、当該違法行為により本市が支払った損害賠償金を求償するため訴えを提起する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

訴えの提起について

次のように訴えを提起する。

1 訴えの相手方

長崎県対馬市

2 請求の要旨

- (1) 相手方は、本市に対し、金2,500,000円及びこれに対する令和3年3月17日から支払済みに至るまで年3分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は、相手方の負担とする。
との判決及び仮執行宣言を求める。

3 事件の概要

- (1) 相手方は、平成27年4月23日から令和元年8月9日までの間、こども未来局こども総合相談センターこども支援課に所属し、子どもに係る相談等に関する事務に従事していた。
- (2) 相手方は、訴外少年Aに対し、児童相談所長による一時保護を行っていた平成30年11月29日から平成31年3月13日までの間に、同センター内において数回いん行をし、精神的苦痛を被らせ、損害を与えた。

- (3) 令和3年3月1日、本市は訴外少年Aとの間で、前号の損害の賠償として金2,500,000円（以下「損害賠償金」という。）を訴外少年Aに対し支払うことを合意し、同月17日、損害賠償金を支払った。
- (4) 本市は、相手方に対し、損害賠償金に関し求償権を行使したが、相手方はこれに応じなかった。
- (5) よって、本市は、請求の要旨記載のとおり判決を求めて、訴えを提起するものである。